平成２４年（フ）第２６２号
千葉市稲毛区小仲台３―２―19　ロイヤルハイムＡ―103、住民票上の住所千葉県匝瑳市上谷中2282番地４
破産者　鈴木　　亨
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８８５号
千葉県八千代市勝田台１丁目19番地４　ＴＯＰ勝田台501号
破産者　佐藤　康延
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１３０号
千葉県船橋市南本町６番15号　ブレスト船橋壱番館307号
破産者　星　三喜夫
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１３１号
東京都立川市栄町５丁目61番地の７古澤コーポ301
破産者　新日本熱学工業株式会社
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９７号
千葉市若葉区西都賀３丁目８番９号
破産者　有限会社虹の庄
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１７１号
千葉市緑区おゆみ野３丁目20番地１　オーシャンビュー参番館703号
破産者　眞中　義行
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１８５号
千葉市中央区塩田町684番地５
破産者　チャンス合同会社
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２６号
千葉県香取市牧野2125番地１
破産者　山倉　　博
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２６年（フ）第８１号
川崎市宮前区菅生６丁目18番８号、商業登記簿上の本店所在地川崎市宮前区初山２丁目23番23号
破産者　有限会社宮川造園
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
長野県上田市真田町傍陽4548番地、住民票上の住所長野県上田市真田町傍陽4553番地
破産者　堀内　優子（旧姓中山）
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第２１号
長野県上田市上田169番地７
破産者　株式会社アサマツール
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１８号
長野県安曇野市豊科高家2287番地20
破産者　株式会社安曇野設計室
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２０７６号
愛知県東海市荒尾町上平井７番地
破産者　中部設備機工株式会社
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７６号
大阪府泉佐野市南中樫井1016番地
破産者　有限会社戎谷牧場
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２７７号
大阪府泉佐野市長滝4051番地の８
破産者　株式会社明生工業
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２７９号
大阪府泉佐野市南中樫井1016番地
破産者　戎谷ミート株式会社
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２８０号
大阪府泉佐野市南中樫井1016番地
破産者　株式会社グリーン産業
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２８２号
大阪府泉佐野市南中樫井1016番地
破産者　ＣＯＷ　ＣＯＷファーム株式会社
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第９５号
大阪府岸和田市小松里町142番地の２
破産者　株式会社ケアサポート樹
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６００号
岡山市北区鹿田町１丁目４番20号茅野ビル102号
破産者　大田　道雄
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７３号
北海道旭川市東光８条１丁目４番17号
破産者　有限会社セブンシーズインターナショナル
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４３号
茨城県常陸太田市高柿町1598番地の２
破産者　有限会社荒井運輸
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所